官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

告示

○内閣府告示第二百七十四号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十四条第一項の規定に基づき、非常災害対策本部を次のように設置したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　名　　称　平成二十三年（二千十一年）台風第十二号非常災害対策本部
二　所管区域　平成二十三年（二千十一年）台風第十二号によって被災した都道府県
三　設置場所　東京都（内閣府（中央合同庁舎第五号館））
四　設置期間　平成二十三年九月四日から災害応急対策を推進するため必要と認める期間